

# 新庁舎・（仮）市民文化交流施設整備の基本方針（案）

## 1 基本的な考え方

- (1) 市民の安心・安全な暮らしを支える、新庁舎・（仮）市民文化交流施設
- (2) 暮らしに身近な、誰にも使いやすい、新庁舎・（仮）市民文化交流施設
- (3) まちの未来を創り、文化・交流の拠点となる、新庁舎・（仮）市民文化交流施設

## 2 基本コンセプト

### くらしの、なかへ。

—まちの未来をひらく新庁舎、ひと・まちが輝く文化交流拠点の創造—

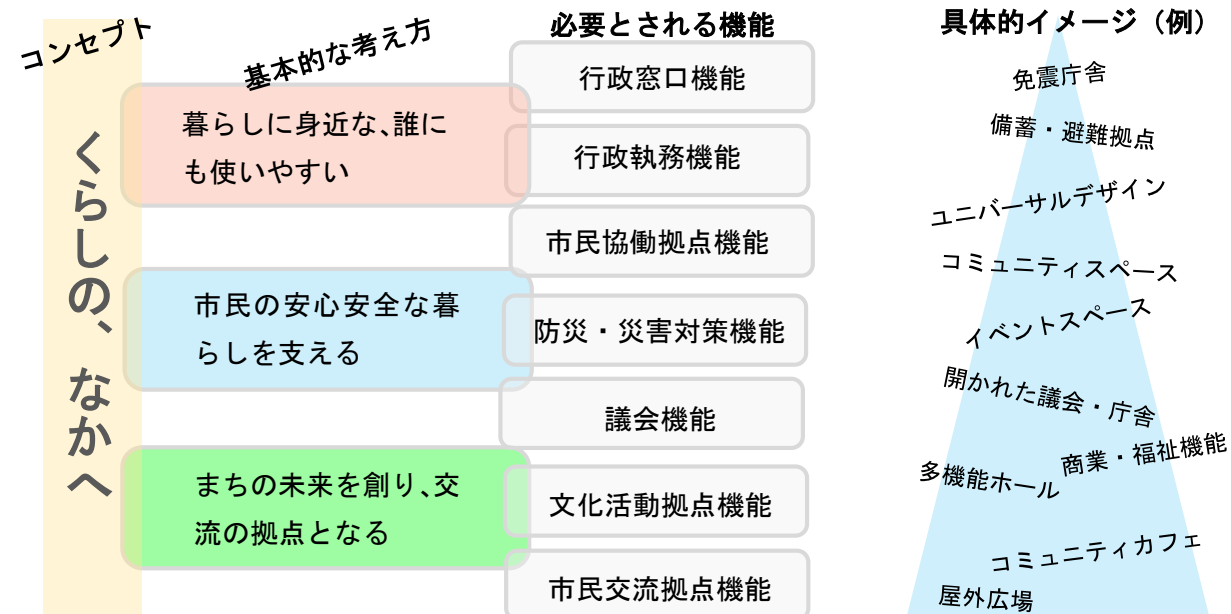
新庁舎・（仮）市民文化交流拠点は、2つの機能が有機的に連携する一体的なエリアを形成することで、市民の暮らしに、より身近で魅力的な公共空間（パブリックゾーン）と交流拠点を西脇のまちに、生み出します。

新庁舎は、行政・議会機能を有する施設として、安全性の高い施設とするとともに、市民と行政が協働でまちの未来を描く場に、ふさわしい空間を目指します。

また、（仮）市民文化交流拠点は、これまでの歴史を受け継ぎ、将来にわたって市民の文化芸術活動を支えると共に、多様な交流の場となることを目指します。

## 3 必要とされる機能

基本的な考え方、基本コンセプトを踏まえ、新庁舎・（仮）市民文化交流施設に必要な機能を次のとおり設定します。なお、本市にこれまでにない魅力的な公共空間の創出を図るため、下記機能のほか、商業、福祉等様々な面から必要な機能の検討を行います。

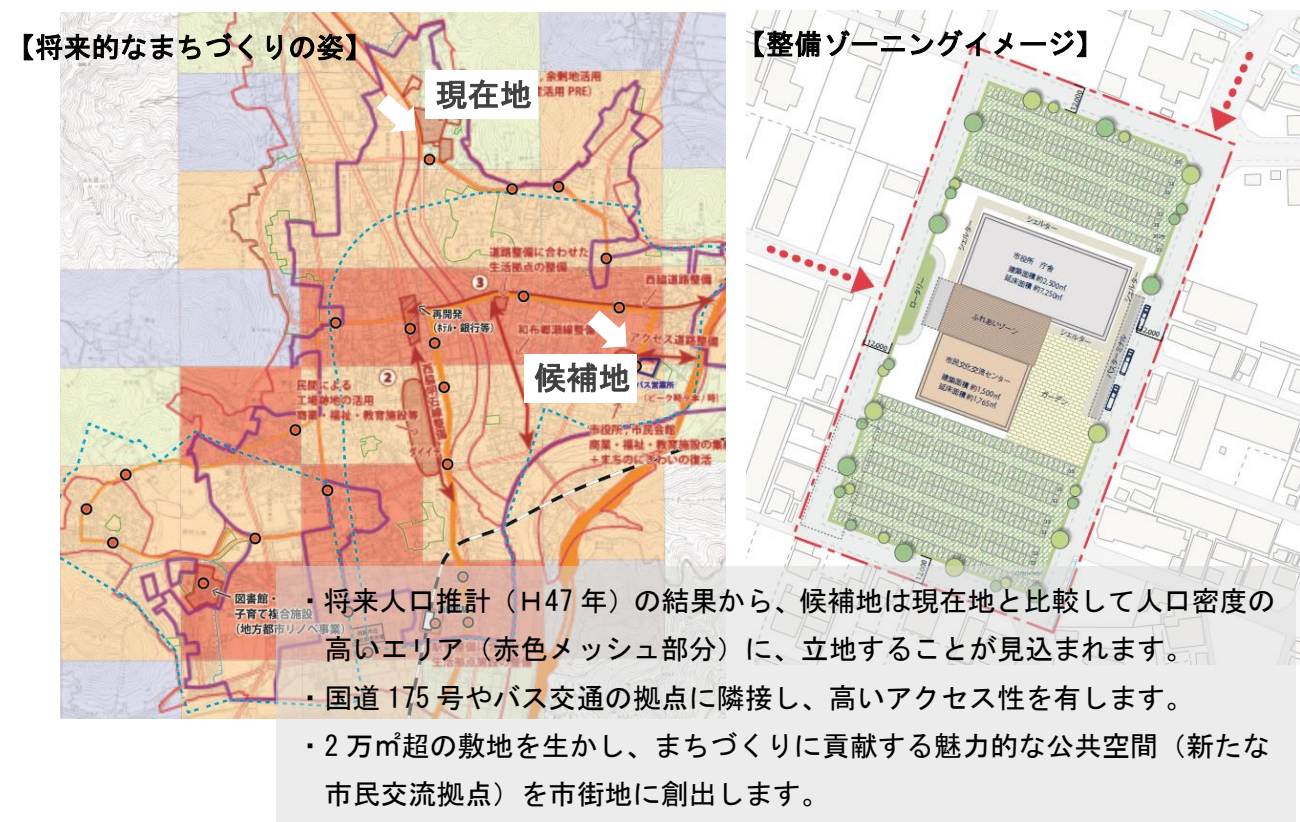


## 4 整備候補地：カナート跡地案の場合による整備効果等

- (1) カナート跡地は市街地の中心部に近く、将来の人口減少に対応するコンパクトシティ化に沿った整備となる。
- (2) バス事業者の営業所が隣接しており、市庁舎を基点とする市域、広域を結ぶ利便性の高いバス公共交通ネットワークが構築できる可能性がある。
- (3) 庁舎の仮設期間や市民会館の閉鎖期間がないなど、工事中も市民の利便性が損なわれない。
- (4) 移転による新築であれば、現地建替えと比較して自由度の高い設計が可能である。

## 5 整備概要（カナート跡地案の場合）

基本的な考え方、選定理由等を踏まえた、カナート跡地案の場合を想定した新庁舎・（仮）市民文化交流施設の整備概要は下記のとおりです。



## 6 整備スケジュール

新庁舎・（仮）市民文化交流施設は、H32年中の移転・供用開始を目指します。

H28	H29	H30	H31	H32
基本構想 ★用地取得	基本設計・実施設計	建設工事（既存店舗解体・敷地造成・本体工事等）		
				移転・供用開始 旧庁舎等解体